



推進機構ニュース

2007年3月
第3号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
Tel. 028-622-7555 ホームページ <http://www.tfhs.jp>



レポート

平成18年度評価調査者継続研修(第2回)を開催しました。

評価調査者には、日常から自己研鑽することが求められていますが、県推進機構においても、評価調査者の資質向上と評価の信頼性及び客観性を確保することを目的に継続研修を実施していくことが定められています。今回は、平成17年度の評価調査者養成研修修了者を対象に、とちぎ福祉プラザにて2月27日(火)に平成18年度評価調査者継続研修(第2回)を開催しました。

これまでの研修では、評価基準の項目や制度についての講義や、グループワークがメインでしたが、今回の研修では、第三者評価を実施した事業所からの報告を交え、第三者評価を行う際の留意点について理解を深める研修を実施しました。

はじめに、県推進機構事務局よりこれまでの第三者評価の実施状況の報告を行い、栃木県における評価の実績や、要綱の改正、また関連分野の動向等を説明しました。

次に、平成18年度に第三者評価を実施したひまわり保育園と、平成15年度にモニター事業として第三者評価を実施したJAはが野から、事業所からの視点で、第三者評価がどのように実施されたのか、評価を実施して感じたこと、また、実施後の経過について等、報告いただきました。報告後、受講生から事業所の方へ具体的な評価の手法や取り組みについての質問が多く寄せられました。



午後からは、「評価にあたっての留意点」について講義を行いました。講師から、評価前の事前準備や、事業所が安心して評価を実施してもらうために明確にする事柄や、また、評価調査者としての倫理についても改めて確認しました。講義の後、グループワークを行い、「評価調査者として第三者評価を実施する際の留意点」をテーマに話し合いが行われ、お互いの疑問や意見を交換し合いました。

受講生からは、「受審者の報告では、事業所側の立場等をより具体的に知ることができた」「他の評価機関の方々との意見交換ができ有意義だった」等の声が聞かれました。





福祉サービス第三者評価を実施した事業所に聞く！ Vol.2

～ 社会福祉法人天野会 塩原保育園 ～

第三者評価を実施した事業所にお話を伺います。第2回目は、塩原保育園をご紹介します。塩原保育園がある那須塩原市（旧塩原町）は元々温泉や観光で知られる町であり、当保育園を利用する園児の保護者の方々も観光産業に関係している家庭が多いことから、早くから休日保育や子育て支援、学童保育などを実施し、また、高齢者との交流や地域行事へ参加するなど、地域ニーズに対応した保育サービスの提供を行っています。

園長の岩瀬さん、保育主任の神山さんにお話を伺いました。

■第三者評価を実施したきっかけは。

3年前から園内研修で自己評価を行い、そこで気がついた事や保護者の皆さんからいただいた意見はその都度改善してきました。こうした私達の取り組みを第三者の方にきちんと評価していただき、良い面は自信をもって、そして改善を要する部分は見直しをするきっかけにできればと思い、第三者評価を実施しました。

評価では、園内研修で作上げた園のキーワードである「子ども、保護者、職員が共に育ちあう」「地域に根ざした園作り」「子どもの健やかな成長を願う」に則した保育ができていのかどうか、そして、何より、日常の保育内容をありのまま見てもらいたいという気持ちがありました。

■実際の評価はどのように進めましたか。

自己評価は、パートさんも含めて全職員が行い、全保護者に対してもアンケートを実施しました。これまで、保護者に対して年に数回、保育園独自でアンケートを行ってきたこともあり、意見も書きやすかったようです。

訪問調査では、評価調査者の方に保育内容が観察されるので緊張しましたが、調査のときだけ繕っては評価を実施する意味がないですし、いつもと変わらないよう努めました。

■第三者評価を実施するうえでやったこと。

評価基準の項目を理解するために、自己評価を行っていく中で、園内研修としてたくさんの方の議論を重ねました。他にも、様々な団体が開催する第三者評価に関するあらゆる研修に参加をして第三者評価を学びました。



■評価結果について。

評価を実施していく中で評価機関とコミュニケーションが良く取れたので、評価結果は思ったとおりでした。高く評価を受けたことに関しては、職員の自信と自覚につながりました。改善点についてもこれまでは漠然としていましたが、きちんとした裏づけがあって指摘していただいたので良かったです。特に、日々記入する様々な園児の記録については、様式や記入の仕方を全職員で見直しています。また、来年度の指導計画作成にも評価結果が役立っています。

■これから第三者評価を実施しようとする事業所に向けて。

評価実施後、職員から、評価基準と保護者の皆さんからの意見だけに目を向けるのではなく、日々の保育の積み重ねも大切だということが分かったという意見があり、評価を実施して、職員の自覚とチームワークがさらに高まったと思いました。

また、悪い評価がでたらどうしようと、A B Cのランクにとらわれがちですが、評価を行うことで園としての自覚と自信につながり、マニュアルの必要性なども理解できます。評価を行ったら終わりではないこと。日々の保育があって、良い面も悪い面も問題意識が職員から自然に出てきます。

そして、保育の原点に立ち戻る良いきっかけとなりました。



第三者評価機関を紹介します！ vol.2

栃木県で認証されている評価機関からの原稿をそのまま掲載していくコーナーです。評価機関を順に紹介していきます。評価を実施しようと考えている事業所の皆様は、評価機関を決める際の参考にしてください。

と評機05-03 特定非営利活動法人アスク

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

Tel/Fax 0287-62-4310

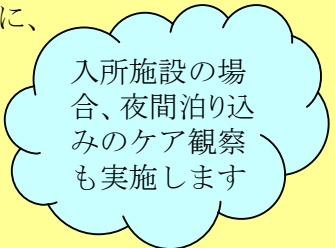
第三者評価は サービス事業者と評価者の 福祉の未来に向けた協働作業です

- ◇ 評価報告書を通して市民が知りたいと思うサービスの内容を分かりやすく伝えることを重視
- ◇ 研修教育を継続して行い、市民性を備えた専門家集団としての評価調査者を養成
- ◇ 関係者の「協働」の観点から、職員のモチベーションと経営層のリーダーシップを高めるための事業者の支援を行うことを目標にした評価
- ◇ 運営管理者との話合いの時間を十分にとった、相互信頼に基づく評価活動の実施

アスクの評価の進め方の特徴

- ★ 3名以上でチームを組み、複眼的な評価ができるようにします。
- ★ 評価をより適正に行い、事業所運営に役立つ情報提供を行うために、通常の調査に加えて、必要に応じて独自の調査活動を行います。

- ① 1日のサービス提供現場の観察
- ② 主任・一般職員等に対する直接聴き取り調査
- ③ 確認書類・サービス提供記録等の事前調査



入所施設の場合、夜間泊り込みのケア観察も実施します



と評機05-04 株式会社川原経営総合センター

〒104-0061 東京都中央区銀座8-11-11 TK銀座8丁目ビル

Tel 03-3289-0864 Fax 03-3289-0869

福祉・医療業界に特化した経営コンサルティング会社である当社は、昭和43年の創業以来、数多くの社会福祉法人のビジネス・パートナーとして経営課題のソリューションをサポートしてきました。

経験豊富な福祉経営コンサルタントのほか、高齢分野や障害分野における現場経験者が評価者として所属しています。マネジメントの視点と福祉サービスの視点の両面において、クオリティと信頼性の高い第三者評価を実施する体制を整えております。

●評価実施の基本コンセプト

1. 経営改善のための材料のご提供 **(経営者の視点)**
2. 事業所選択のための材料のご提供 **(利用者の視点)**
3. 利用者本位のサービスの実現 **(社会の視点)**

●評価実施方針

1. 事業所との信頼関係の重視
2. 現場重視主義と評価の根拠となるエビデンス（事実情報）の追求
3. 事業所の個別ニーズに対する柔軟な対応



第三者評価の説明にお伺いします

第三者評価の目的やしきみなどについてもっと知りたいという方はいらっしゃいますか。事業所内の研修や、家族会での学習会など、ご説明に伺います。お気軽にお問い合わせください。

- 説明内容：栃木県における第三者評価のしきみ、評価基準、評価機関・評価調査者などについて
- 対象：栃木県内の事業所、自治会、家族の会、第三者評価に興味のある方（概ね10名以上）
- 費用：無料でご説明に伺います。
- 申込：電話またはEメールでお申し込みください。
 - ①団体名、②担当者、③連絡先（住所・電話番号）
 - ④開催日程（複数候補日があればお知らせください）
 - ⑤特に詳しく説明して欲しいこと
- 申込先：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構事務局
TEL 028-622-7555
Eメール info@tfhs.jp



☆お申し込みいただいた後、日程等詳細について打ち合わせをさせていただきます。

パンフレットをお送りします



推進機構で作成した第三者評価に関するパンフレット（A4版・カラー12ページ）をご希望の方にお送りいたします。まずは、お問い合わせください。

【掲載内容】

- ・福祉サービス第三者評価とは？
- ・第三者評価事業はなぜ必要なの？
- ・評価を行う機関はどこなところ？
- ・評価は誰が行うの？
- ・栃木県における福祉サービス第三者評価事業の仕組みとは
- ・栃木県における福祉サービス第三者評価事業の流れ
- ・第三者評価は何を評価するの？
- ・評価結果を公表します
- ・第三者評価に関するQ & A

次号の推進機構ニュースは、5月頃発行予定です。



推進機構ニュース第3号 平成19年3月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内）
TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316
E-mail info@tfhs.jp ホームページ <http://www.tfhs.jp>

■ 第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せください ■